

「平等」はいかにして「責任」を制御するのか¹⁾

井上彰『正義・平等・責任』岩波書店へのコメント

角 崎 洋 平

(日本学術振興会／立命館大学生存学研究センター)

1. はじめに

本書は、その「最たる目的」として「責任構想を織り込んだ平等主義的正義論の構築」掲げる、非常に意欲的な書である(4)。管見では(とくに日本においては)「平等主義」において「責任」を織り込もうとする議論は、自発的な選択結果の過酷性を放置する「運の平等論」であるとして、批判的に紹介されることが多い(たとえば最近では斎藤(2017)や木部(2015)など)。代表的な「運の平等論」についての批判は、エリザベス・アンダーソンによるものであり、自発的な選択結果の過酷性の等閑視を批判する「過酷性批判(harshness objection)」が有名である(Anderson 1999)(著者も紹介している、「運の平等論」が危険性を認識しながらオートバイ事故を起こした瀕死の支払い能力ない無保険者を放置してしまう、という事例(137-138)自体も、とても有名である)。そういう意味ではそもそも批判の多い「運の平等論の着想および骨子と軌を一にする平等主義」(4)を展開しようという本書は、挑戦的な書ともいえる。

以下、確認するように、著者のこのような平等主義的正義論は、政治哲学とりわけ分析的平等論の分野で重要な貢献をなすものであると理解している。加えて評者としては最初に、本書が、社会政策(福祉政策)の規範理論としても意義深いものであるということも強調しておきたい。著者の指摘するように、今日、日本のみならずほとんどの先進国で格差や貧困が政治的な問題となっているが、一方でいわゆる「ネオ・リベラリズム」に代表されるような、貧困の自己責任を強調する言説も根強い(2)。こうした「自己責任」論の問題点を指摘・批判する者は(研究者である無しを問わず)少なくない。とはいえ自己責任論を批判する者のほとんどは、個人の選択如何にかかわらず資源や福利は完全に平等配分がなされるべきだ、という見解やそうした見解に基づく政策を提示してはいない。たとえば貧困の自己責任論の問題点を指摘する者が、原発運用や事故補償に関する費用や五輪開

催費などの「想定外」の増加についても「自己責任は問えない」と主張しているわけではない。「責任」と「平等」の意義や関係が、政策上も研究上も明確になっているとはいえない中での著者の「責任構想を織り込んだ平等主義的正義論の構築」は、「個人が負うべき責任の範囲を厳密に定めることを求める」(205)具体的な政策の指針になりうるものであり、まさに社会政策をはじめ現代の公共政策が必要とする理論であると考ええる。

とはいえ2節以降で確認するように、いくつか「平等」と「責任」の関係を中心に、不明確な点(なかにはあらかじめ「今後の課題」になっている点もあるが)があるように思われる。以下2節で全体の概要を確認したうえで、3節では著者のいうところの「宇宙論的価値」をもつ「平等」が、いかに責任を制御するかについて、疑問点を提示したい。

2. 内容の確認

(1) 著者による先行研究の整理

第1章では、ロールズ以前と以後の分析的平等論が、ロールズの「平等の価値やそれが意味するところを端的に仮定して議論」する正義論とは異なり、「概念分析を通じて平等の価値や平等主義の意味を措定したものを根幹に据えたうえで正義論体系を構築する試み」であることを確認している(41)。本書では、こうしたロールズ前後で展開された分析的平等論の系譜を引き継ぐ形で議論が展開されている。

そのうえで「責任構想を織り込んだ平等主義的正義論の構築」を掲げる本書は、本書とは異なる「責任構想を織り込んだ平等主義的正義論」として第2章ではドゥオーキンの正義論、第3章では左派リバタリアンの正義論を批判的に検討している(もう少しはっきりいえば、アーネソンらの「運の平等論」よりも理論的に劣る見解として紹介されている)。第2章においては、ドゥオーキンの正義論が「なぜ平等な尊重と配慮が根本的に重要なのか」という問いに答えられていないこと、また彼の「仮

想保険」の構想が（アーネソンらの運の平等論に対して）「才能欠陥」や「身体障害」に対して十分に補償を提供できないことが指摘されている（80-81）。また第3章では左派リバタリアニズムを、「自己所有権自体の根拠としてあげられる非強制性を自発性のための充分条件とみなすがゆえに、能力差に起因する不平等の一部が手つかずのままになってしまう」という問題と、「市場社会を特徴づける不確実性」から発生する不平等を等閑視してしまうという「事前主義」の問題から退けている（115-116）。

4章では主に、テムキンによる「価値の多元性」を前提にした功績概念を織り込む平等論や、ペアションの「責任の成立不可能性」を説く「極端な平等論」を退けている。前者については、テムキンの多元性の説明がアドホックなものになっているという点と（139-141）、その多元性が「功績」を許容するゆえに、運の平等論と同様の反平等主義や非平等主義に陥ってしまうという問題が挙げられている（134-139）。後者については、ペアションも「なぜ平等なのか」に応答できてはいないと指摘したうえで、ペアションの「責任の構想」を否定する議論を「形而上学的論法」として疑念を示している（146-147）。

(2) 「宇宙的価値」をもつ平等による責任の制御

著者による「責任構想を織り込んだ平等主義的正義論」が本格的に展開されるのは第4章後半から第5章にかけてである。

著者はペアションの議論を一部踏まえる形で、平等の価値を「宇宙的価値」として位置づけている。宇宙的価値としての平等とは、平等を、正義を構成する価値ではなく、「正義を超えた究極の価値」「世俗の価値に根ざすあらゆる価値を超越した」価値、として位置づけるものである（148）。その理由は著者によれば以下である。

平等を宇宙的価値と名付ける理由は、純粋理念としての関係性が、仮に世俗的な世界が存在せずとも永遠に価値をもつものとして成立する（とみなしうる）からである。この純粋に等しい、いかなる世界であっても存在する有意な関係性に随伴する価値は、われわれが個別的に示す実態的な態度やパフォーマンスに依存しない点で、純粋に非個人的な価値として成立するものである。したがってその価値は、その多くの部分で個人的善の構想によって構成される功績や、その具体的原理を構成する個人的責任とも根本的に違うものである。（148）

この宇宙的価値としての平等は「正義」にどう関係するか。

このとき宇宙的価値としての平等の役割は、たとえば個人的責任の考え方が純粋な等しさから逸脱を指令するときに、それを等しさの方向に引き戻すシグナルを出すものとして定位されることになる。平等は、過度の責任追及によって福利水準の格差があまりにも広がった場合には、激しい格差を容認しない（価値を重視する）ようわれわれを導いていく。（149）

なお平等と正義の関係について著者は、コーエンの「根本原理」と「統制原理」の区分を参照している。ここでいう根本原理とは「究極的な規範にかかわるもので、われわれの規範的信念や態度によって規定されるものである」。他方で統制原理とは「われわれの能力的限界を含む事実的制約をふまえて導き出されるルール」である。ということで「宇宙的価値としての平等はいかなる環境であっても成立しうる事実から自由な根本原理であり、行為や制度の背景的事実に制約づけられる統制原理と区別されるべきものである」（179）。ただし著者は、コーエンとは異なり正義の役割を「統制原理」に限定している。

(3) 「責任」の構想

それでは「平等」によって制御される「責任」とは何か。著者は、因果的決定論と責任構想の非両立論を退け、選択責任の両立的構想を組み込む平等主義的正義論を構築しようとしている（162-167）。

本書による「責任構想を織り込んだ平等主義的正義論」は、自然的運か否かによって責任の範囲を決めるのではなく、責任の構想によって自然的運が規定されるものである（5）。ここで提示される責任構想は、「人間の合理的能力に依拠した責任構想」である。本書ではこうした合理的能力の構成要素として「選択を通じて得られるものに関する適理的な信念を形成する能力」、「その信念に照らして、欲求をコントロールする能力」、「その欲求と信念の適正な組み合わせに根差した熟慮を通じて選択を実行する能力」を示している（184-185）。したがって責任が問われるかどうかは「人間社会の一般的事実に照らして自分の機会集合とそれらの帰結を評価し、その評価に基づいて欲求をコントロールしたうえで選択を実行する能力を」有しているかどうか、で決まることになる（187-188）。

著者は、こうした構想は、運の平等論が批判されるような、選択責任追及の「過酷さ」とは無縁だとする。

第一に言えることは、合理的能力を有さない者には責任が帰されない点である。(中略) われわれの構想は、合理的能力を有しているとは言い難い存在——たとえば、重度の障害者や重篤な精神疾患に悩む人——に無慈悲に責任を追及する営みをよしとしない。それゆえわれわれの構想は、あらゆる人間に対し、その能力の有無や軽重に関係なく責任を問う議論——たとえば巷に存在する自己責任論——とは区別されるべきである。(192)

第二の理由は、人間の合理的能力は限られており、それに応じて責任も他の事情が等しければ割り引かれるべきものになるからである。いかに卓越した合理的能力を有していても、それが完全無欠であることはない。(中略) 重要なのは、道具的合理性が成立しない事態が広く一般的にみられるということは、合理的能力の不完全性がある程度経験的にも裏付けられているということである。それゆえわれわれの構想に従えば、いかなる選択においてもその責任が限られてくると言えるのだ。(192-193)

とはいえ、著者自身も認識しているように、合理的能力の不完全性を根拠とした責任の軽減が、「十分な軽減を支持する議論となるかどうかについては、疑問の余地をなしとはしない」(194)。そこででてくるのが、「宇宙的価値としての平等」である。

万が一にもわれわれの構想が過酷な選択責任の追及を後押しするとすれば、宇宙的価値としての平等がその歯止めとなるだろう。なぜなら、われわれの平等主義的正義論が準拠する価値体系では、平等が正義の上位に来るからである。それゆえ、われわれの構想が正義構想である以上、通常、不平等の拡大を含意する経済的境遇の悪化を責任の名の下に完全に正当化するようなことはありえない。われわれの構想が人間の合理的能力の限界性という自然的事実に根ざしたものである以上、選択責任の過酷な追及は起こりえないと思われる。だが、万一そのような方向性が垣間見えた場合でも、上位にある宇宙的価値としての平等がそれを許さないだろう。(194)

以上の理由により著者は、「合理的能力に基づく選択責任の両立的構想」が、「穏当な帰責を求める議論であり、分配的正義の構想としての適格性を十二分に備えた構想である」、と結論付けている(194)。

3. 検討：宇宙的価値の平等は「責任」を制御できるのか

「平等」という価値があって、それが「責任構想を織り込んだ」正義論を制御する、という構想自体は魅力的である。しかしそれが(平等が)「責任」をどう論拠やプロセスで制御するのかはいささか不透明である。

(1) 「何の平等か」を語らずに平等の価値やその影響を説明することができるのか

本書では「平等の価値」について検討されているが、アマルティア・センが提示した「何の平等か」(本書のはじめでも紹介されている、何を尺度とした平等が重要なのか、という論点)については十分に考察されていない。もちろん「何の平等か」自体については本書の目的ではないし、リベラリズム・リバタリアニズム・功利主義などの各種正義構想との対比は本書の課題ではないと明記されている(6)。ゆえに、「何の平等か」の議論が十分に展開されていないこと自体は本書の問題点といえないかもしれない。とはいえまずここで問いたいのは、センがいうとおり「何の平等か」の課題に言及することなしに、「なぜ平等か」の課題に答えることはできないのではないか(Sen 1992=1999: 17)ということである。

センが指摘するように、平等を考える際に、「人間の幅広い多様性のために、焦点をどこの置くかの違いは特に重要になる」(Sen 1992-1999: 26)。この観点からいえば、功利主義も一人ひとりの効用に平等なウエイトを置くという平等論となり、リバタリアニズムでさえもリバタリアンの権利の平等を重視する平等論といえることになる。とすればここで、平等とは、個人の福利の平等と理解するか、(リバタリアンの形式的な)権利の平等とするかなどによって、制御される責任の程度は異なってくるのではないか。もしリバタリアンの権利の平等が、平等の指標として採用されるのであれば、現実の社会で生じた責任概念に基づく深刻な不平等や過酷性を緩和する、ということにはまったくならないかもしれない。「何の平等か」の検討を抜きにして「平等の価値」や「平等が過酷な責任追及を制御する」といったことは言えないのではないか。

(2) 宇宙的価値を持つことが正義の構想を制御する論拠となるのか

「何の平等か」を超越して、宇宙的価値を持つされる「平等」とは、どのようなものか。著者は本書で「平等」を、正義を超えた価値であると明確に位置づけている。著者は「純粹理念としての関係性が、仮に世俗的な世界が存在せずとも永遠に価値をもつものとして成立する（とみなしうる）」としており、平等の非世俗性を明確に示している。とはいえそのような「非世俗的」な「宇宙的価値」とはどのようなものか、いささかイメージがつきにくい。「平等」が「世俗的な世界が存在せずとも永遠に価値を持つ」ということだが、そのような非世俗的価値は必ず、正義の構想を制約するものとなるのだろうか。たとえば他の非世俗的な価値として「美」や何らかの「宗教的価値」などがあるかもしれない。しかしこれらは通常、責任割当や資源配分に影響を与える価値とはされていない。著者は「世俗的な世界が存在せずとも永遠に価値をもつ」非世俗的価値であれば、正義を制御する価値となると考えているのか。そうでないとすれば、正義を制御する非世俗的価値と、正義に関与しない非世俗的価値の違いはどこにあると考えているのか。

また正義論の関与する非世俗的価値が複数あるとして、その非世俗的価値間の関係をどのように想定しているのだろうか。非世俗的価値の一つの事例として「単純性」ということが考えられるかもしれない²⁾。仮にそうだとすれば、今度は「平等」と「単純性」という非世俗的価値の関係が問題になってくる。たとえば「単純性」に制御される正義構想は、過度な複雑さや非効率性を排した社会制度を支持するかもしれず、それは「平等」といった価値と対立するものになるかもしれない。著者は、上述の責任構想による個人への責任追及が過酷なものとなった場合は、「平等」といった価値がこれを制御すると考えているが、別の価値「単純性」が、逆に「平等」価値による「責任追及の過酷性緩和」を差し止める、ということがあるかもしれない。平等が過酷な責任追及を制御するにしても、実際にそれが「穏当な帰責」を求める正義構想に結実するためには、平等が非世俗的な価値をもつというだけでなく、「最高位の究極的な価値をもつ」とまで論証しなければならないのではないか。

(3) 選択責任の過酷性を緩和するために「平等」を持ち込まなくてもよいのではないか

冒頭で述べた通り本書は、「責任構想を織り込んだ平等主義的正義論の構築」をその主たる目的としている。本

書の提示する結論は、「個人が負うべき責任の範囲を厳密に定めることを求める」ものであり、「生活保護バッシングに代表されるような自己責任の原則なき追及の仕方を問題視しうる」論拠、「個人の責任の範囲内で生じたことについては、他人や体制任せにすることを許さない」論拠を提示するものである（205）。

だがそもそも、こうした結論を得るために、特段、宇宙的価値としての平等を持ち出さなくてもよいのではないか。過度な不平等を許容しない宇宙的価値の平等は、本書のような、合理的能力の不完全性を論拠として帰責の程度を軽減する責任概念を支持しよう。しかし逆にいえば、このような責任概念は、宇宙的価値の平等に支持・制御されなくても十分に帰責の程度を緩和するものであるといえ、「平等」ということに根拠づけられなくても、本書5章で展開されるような「責任」をめぐる検討によって明確に示されうるものではないか。

確かに上述のように著者は、この構想が「責任の十分な軽減を支持する議論となるかどうかについては、疑問の余地をなしとはしない」とはしている。そして「宇宙的価値としての平等がその歯止めになる」としている。しかし著者による「人間の合理的能力に依拠した責任構想」は、そのような歯止めがなくとも、帰責の度合いを十分に軽減させるものであるように思える。実際に著者は本書の責任構想が責任の十分な軽減に結びつかないという事態をほとんど想定していないようにも思える。著者は、「われわれの構想が、人間の合理的能力の限界性という自然的事実に根ざしたものである以上、選択責任の過酷な追及は起こりえないと思われる」とし、そうした過酷な追及が発生する事態は「万が一」のこととしているからである（194）。

だが、この「万が一」の事態はどのような場合に発生するのだろうか。あまりにも想定外の事態であれば、それこそ「人間社会の一般的な事実」を超えた想定をしていることになり、そうした事実に基づく正義の構想の範疇を逸脱することになりはしないだろうか。本書で示される穏当な責任の構想に基づく正義論にとって、「宇宙的価値の平等」論はあっても無くともその構想に影響を及ぼさない、不要な理論なのではないか。

(4) 「責任構想を織り込んだ平等主義的正義論」の社会政策的帰結と多元主義の可能性

最後に、本書の「責任構想を織り込んだ平等主義的正義論」はどのような社会政策的帰結につながるか、本書の到達点を確認するためにも考えてみたい。

本書による選択責任の両立論的構想の特徴として挙げられているのは、追及される責任の程度の「穏当性」ともに、その「比例性」である。したがって「他の事情が等しければ、合理的能力が低ければ低いほど責任もその分軽減される」(191)。著者は「信念と欲求の適切な組み合わせが示す理由に（弱い仕方によ）応答しうるので合理的能力をもつ場合でも、人によってその理由応答性の程度に開きがあることは大いにありうる。その程度の差が、教育環境や地域間格差といった社会環境の違いを反映することは、経験的研究（たとえば教育の経済学）から明らかである」としている。そのうえで著者は、「たとえば恵まれた社会環境で育った者と劣悪なスラムで育った者が、ともに合理的能力を有していると認定できたとしても、その理由応答性に違いがあるとすれば、まったく同じ選択行為であっても、その責任の程度に違いがあるとみてよいだろう」としている（190-191）。

合理的能力が低ければ低いほど責任の程度が軽減される、というのは、われわれの直観にも適った一見、妥当な見解に思える。しかしこうした責任構想は、現行の社会政策の原理とは異なる面がある。たとえば現行の医療保障制度は、喫煙する選択をするに至った合理的能力の差に応じて、自己負担額の程度を変更するものではない。一方本書の構想にしたがって、本書で提示された事例を確認するならば、サブリミナルCMのせいで喫煙に至って肺ガンになったベン（185）と、喫煙の害についてよく知っており、かつその信念に照らして欲求をコントロールする能力や、その欲求と信念の適正な組み合わせに根差した熟慮を通じて選択を実行する能力を持ち合わせていたにもかかわらず喫煙して肺ガンになったエミルカ（188）とでは、問われる責任の程度が異なる、ということになる。もちろんエミルカも完全無欠な合理的能力を有しているわけではないので、各種事情から問われる責任の程度も相当程度軽減されるものになり、エミルカが過酷な医療費自己負担を迫られるということにはならないだろう。しかし本書の責任構想に従えば、わずかな差かもしれないが、ベンとエミルカに提供される医療保障の程度は異なる、ということになるのではないかと。

また現行の生活保護制度は、貧困に至った背景・選択の有無や理由を問わず、その必要に応じて人々を全く等しく保護するものである。しかし本書でいう責任構想に従えば、（自己責任を理由に生活保護給付自体を差し止めるということにはならないにせよ）貧困に至った理由に応じて、生活保護費の給付額を変動させる、ということになるのではないかと。たとえば、上述の恵まれた環境で

育ったにもかかわらず貧困状態に陥った者と、劣悪なスラムで育った者が変わらず貧困状態にある場合では、後者の方が手厚い給付を受けることになるのではないかと。

もちろん本書で提示される構想は「直接政策展開に利用しうるアルゴリズムの構想ではない」(191)ので、このように具体的な政策に当てはめて考察するのは不適切かもしれない。それでもなおここで確認したいのは、本書でいう「責任構想を織り込んだ平等主義的正義論」のみでは、現在多くの人々が支持していると思われる現行の社会政策の考え方や齟齬をきたすのではないかと、ということである。もちろん本書の正義論と現行の制度との間に齟齬があるのであれば、本書の正義論に基づいて現行の制度を変更すればよい。それでは本書の結論は、現行の社会政策を、（過酷でないにせよ）より責任感応的な制度に変更することを要求するものなのだろうか。

もしくは著者は、分配パタンに反映される原理を「責任」と「平等」に限定する必要は無いと考えているのだろうか。その場合の本書のような責任感応的な正義論のよくある進路は、カク=チョア・タンらの多元主義的な運の平等論であろう（Tan 2012）。これは、責任感応的な正義論と、民主主義的平等論のような人道的原理に基づく分配原理が両立可能であるとする考え方であり、責任感応的な正義論がもたらす選択結果の過酷性や比例性を緩和する一つの方法である。著者は、以前こうした多元主義について批判的に検討している（井上 2016）が、こうした「多元主義」的方法そのものを退けてはいないようにも思われる。そこで最後に問いたいのは、著者は、本書の「責任構想を織り込んだ平等主義的正義論」は、多元主義的方法を採用せずとも正義の理論として完結した役割を果たし得る、と考えているのか、それとも何らかの論拠で多元主義を採用せざるを得ない、と考えているのか、ということである。

おわりに

以上、縷々評者の疑問点を記してきたが、いずれにせよ本書の「責任構想を織り込んだ平等主義的正義論」が、政治哲学研究においても、社会政策理論研究においても重要な貢献をなしていること自体は疑いない。またここで提示した疑問の多くは、本書で明示されていないにせよ、すでに著者のなかで回答を準備されているものと推察する。今後、本書（と本書以降でより明確に提示されるであろう著者）の平等主義的正義論に立ち向かうことなしに、政治哲学研究においては安易に責任感応的な平

等論を一概に批判することはできない。また、社会政策研究においても、本書を踏まえて、生活保障システム全体における責任と平等の位置について、再確認しなければならない。もちろん評者自身も著者の議論を土台にして研究を進めていくことになるだろう。

注

- 1) カッコ内の数字は井上彰（2017）『正義・平等・責任』岩波書店における該当頁を指す。
- 2) 非世俗的価値としての「単純性」（単純さ、単純化）は、2017年9月9日の合評会「『正義・平等・責任』から／とともに生存をめぐる制度・政策について考える」の堀田義太郎氏のコメントと著者の応答のなかで検討されていたものである。

参考文献

- Anderson, E. (1999) "What Is Point of Equality," *Ethics*, Vol.109, 287-337.
- Sen, A. K. (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford University Press
(=池本幸生・野上祐生・佐藤仁訳『不平等の再検討——潜在能力と自由』岩波書店, 1999)
- Tan, K. (2012) *Justice, Institutions & Luck: The Site, Ground, and Scope of Equality*, Oxford University Press.
- 井上彰 (2016) 「運の平等と個人の責任」後藤玲子編『正義（福祉＋α）』ミネルヴァ書房。
- 木部尚志 (2015) 『平等の政治理論——〈品位ある平等〉に向けて』風行社。
- 斎藤純一 (2017) 『不平等を考える——政治思想入門』筑摩書房。